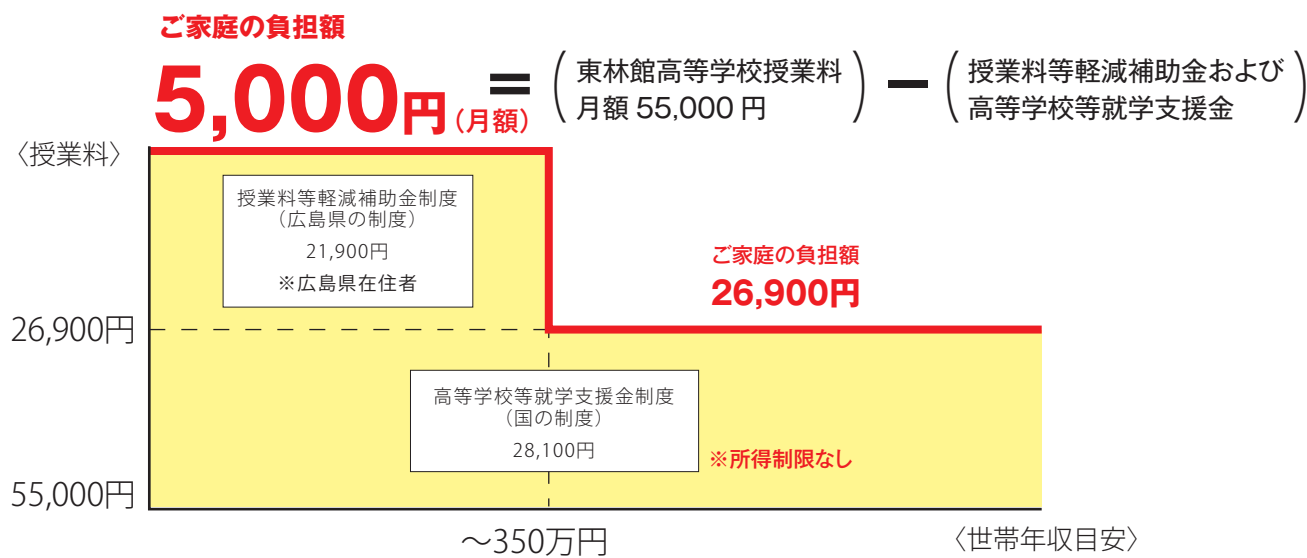


高等学校等就学支援金制度に関するご案内

■「通学コース」授業料 55,000 円 / 月

例：広島県在住で、世帯年収目安350万円未満の場合。

広島県の制度(授業料等軽減補助金制度)と国の制度(高等学校等就学支援金制度)をご活用いただく事で、月々の授業料負担は5,000円のみで、高等学校へ通っていただけます。



■入学金等について

入学金、施設設備費、教育充実費等は納入いただきます。

入学金に関しては、世帯年収に応じて広島県の軽減制度がありますので、詳しくは以下をご確認ください。

入学金(入学時のみ)	100,000円	※1) 広島県の制度により、世帯年収に応じて返金の可能性があります。
施設設備費(年額)	30,000円	
教育充実費(月額)	2,000円	

※1) 入学金(100,000円)に対するの返金制度

広島県在住で、世帯年収目安270万円未満の場合、100,000円全額が支給されます。

広島県在住で、世帯年収目安270万円〜350万円未満の場合、94,350円が支給されます。

世帯年収目安は、保護者の内どちらか一方が働き、子どもが2人いる世帯をモデルとした場合です。

当校では、高等学校等就学支援金の支給決定が決定してから、授業料を徴収します。

転校など個別のケースに関しては、直接ご説明させていただきますので、詳しくは東林館高等学校まで、お電話またはインターネットからご連絡ください。